

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後（案）	現行
<p>○文京区建設事務手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 <u>令和〇〇年〇月〇日条例第〇〇号</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和四年二月二十日から施行する。ただし、別表第一55の項及び56の項の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例による改正前の文京区建設事務手数料条例（以下「旧条例」という。）別表第一62の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例別表第一62の項中「、（2）のアからケまで又は</u></p>	<p>○文京区建設事務手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月二十三日 条例第二十五号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条から第五条まで</p> <p>（略）</p>

改正後（案）					現行				
<p>（3）」とあり、及び「、（2）のア又は（3）」とあるのは「又は（2）」と読み替えるものとする。</p>									
別表第一（第二条関係）					別表第一（第二条関係）				
事務		名称	額	徴収時期	事務		名称	額	徴収時期
1から 54の7 まで	(略)	(略)	(略)	(略)	1から 54の7 まで	(略)	(略)	(略)	(略)
55	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の四第三項第五号イ、同項第七号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ、同	優良宅地造成認定申請手数料 造成宅地の面積が 1 ○・一ヘクタール未満のもの 2 ○・一ヘクタール以上○・三ヘクタール未満のもの 3 ○・三ヘクタール以上○・六ヘクタール未満のもの 4 ○・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のもの 5 一ヘクタール以上三ヘクタール未満のもの 6 三ヘクタール以上六ヘクタ	八万六千円 十三万円 十九万円 二十六万円 三十九万円 五十一万円	認定申請のとき。	55	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の四第三項第五号イ、同項第七号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ、同	優良宅地造成認定申請手数料 造成宅地の面積が 1 ○・一ヘクタール未満のもの 2 ○・一ヘクタール以上○・三ヘクタール未満のもの 3 ○・三ヘクタール以上○・六ヘクタール未満のもの 4 ○・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のもの 5 一ヘクタール以上三ヘクタール未満のもの 6 三ヘクタール以上六ヘクタ	八万六千円 十三万円 十九万円 二十六万円 三十九万円 五十一万円	認定申請のとき。

改正後（案）				現行			
<p>項第七号イ又は 租税特別措置法 等の一部を改正 する法律（平成 十年法律第二十 三号。以下「平 成十年改正措置 法」という。） 附則第二十条第 三項の規定によ りなお従前の例 によること若し くは同条第四項 の規定によりな お効力を有する こととされる旧 租税特別措置法 第六十三条の二 第三項第三号イ の規定による宅 地の造成が優良</p>	<p>ール未満のもの</p>	<p>7 六ヘクタール以上十ヘクタ</p>	<p>六十六万円</p>	<p>項第七号イ、<u>第 六十八条の六十 九第三項第五号 イ、同項第七号 イ</u>又は租税特別 措置法等の一部 を改正する法律 （平成十年法律 第二十三号。以 下「平成十年改 正措置法」とい う。）附則第二 十条第三項の規 定によりなお従 前の例によるこ と若しくは同条 第四項の規定に よりなお効力を 有することとさ れる旧租税特別 措置法第六十三</p>	<p>ール未満のもの</p>	<p>7 六ヘクタール以上十ヘクタ</p>	<p>六十六万円</p>
	<p>ール未満のもの</p>	<p>8 十ヘクタール以上のもの</p>	<p>八十七万円</p>		<p>ール未満のもの</p>	<p>8 十ヘクタール以上のもの</p>	<p>八十七万円</p>

改正後（案）					現行				
	な宅地の供給に 寄与するもので あることについ ての認定の申請 に対する審査					条の二第三項第 三号イの規定に よる宅地の造成 が優良な宅地の 供給に寄与する ものであること についての認定 の申請に対する 審査			
56	租税特別措置法 第二十八条の四 第三項第六号、 同項第七号ロ、 第三十一条の二 第二項第十五号 ニ、第六十二条 の三第四項第十 五号ニ、第六十 三条第三項第六 号又は同項第七 号ロに規定する	優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積の合計が 1 百平方メートル以下のもの 2 百平方メートルを超え、五 百平方メートル以下のもの 3 五百平方メートルを超え、 二千平方メートル以下のもの 4 二千平方メートルを超え、 一万平方メートル以下のもの 5 一万平方メートルを超え、 五万平方メートル以下のもの 6 五万平方メートルを超える	六千二百円 八千六百円 一万三千円 三万五千円 四万三千円 五万八千円		56	租税特別措置法 第二十八条の四 第三項第六号、 同項第七号ロ、 第三十一条の二 第二項第十五号 ニ、第六十二条 の三第四項第十 五号ニ、第六十 三条第三項第六 号、同項第七号 ロ、第六十八条	優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅の床面積の合計が 1 百平方メートル以下のもの 2 百平方メートルを超え、五 百平方メートル以下のもの 3 五百平方メートルを超え、 二千平方メートル以下のもの 4 二千平方メートルを超え、 一万平方メートル以下のもの 5 一万平方メートルを超え、 五万平方メートル以下のもの 6 五万平方メートルを超える	六千二百円 八千六百円 一万三千円 三万五千円 四万三千円 五万八千円	

改正後（案）					現行				
	住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	もの				の六十九第三項第六号又は同項第七号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	もの		
57から60まで	(略)	(略)	(略)	(略)	57から60まで	(略)	(略)	(略)	(略)
61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 次の1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは1の（1）のア又は（2）のアに掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しよ	認定申請のとき。		61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 次の1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、 <u>1の（1）のア、（2）のア又は（3）のア</u> に掲げる額、一戸建ての住宅を増築	認定申請のとき。	

改正後（案）		現行	
する審査	<p>うとするときは2の（1）のア又は（2）のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p> <p>1 住宅を新築しようとする場合 次の（1）及び（2）に掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>（1）申請に併せて<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一</u></p>	する審査	<p>し、又は改築しようとするときは、<u>2の（1）のア又は（2）のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u></p> <p>1 住宅を新築しようとする場合 次の（1）から（3）までに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>（1）申請に併せて<u>区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する</u></p>

改正後（案）		現行	
	号) 第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合		法律第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合
ア	百平方メートル以内のもの 七千百円	ア	百平方メートル以内のもの 七千二百円
イ	百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 一万三千円	イ	百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 一万三千円
ウ	五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 二万二千元	ウ	五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 二万三千元
エ	千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 三万二千元	エ	千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 三万二千元
オ	二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 五万七千元	オ	二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 六万千元
カ	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 九万四千元	カ	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 十万四千元
キ	一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 十六万千元	キ	一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 十七万二千元
ク	二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの 十九万円	ク	二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの 二十一万六千元

改正後（案）				現行			
		ケ 三万平方メートルを超えるもの	<u>二十万三千元</u>			ケ 三万平方メートルを超えるもの	<u>二十三万四千元</u>
						(2) <u>申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第一項の設計住宅性能評価書（同法第五条第一項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに掲げる限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合</u>	
						ア <u>百平方メートル以内のもの</u>	<u>一万六千元</u>
						イ <u>百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの</u>	<u>五万七千元</u>
						ウ <u>五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの</u>	<u>九万二千元</u>
						エ <u>千平方メートルを超え、二</u>	<u>十七万二千元</u>

改正後（案）		現行	
	千五百平方メートル以内のもの		千五百平方メートル以内のもの
オ	二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	<u>六十九万千円</u>	オ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの
カ	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	<u>百十八万八千円</u>	カ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの
キ	一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	<u>二百十九万八千円</u>	キ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの
ク	二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの	<u>三百十四万円</u>	ク 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの
ケ	三万平方メートルを超えるもの	<u>三百八十四万七千円</u>	ケ 三万平方メートルを超えるもの
2	住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次の（１）及び（２）に掲げる場合の区分 <u>並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</u>		2 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次の（１）及び（２）に掲げる場合の区分 <u>及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</u>
(1)	申請に併せて1の（１）に規定する書		(1) 申請に併せて1の（１）に規定する書

改正後（案）		現行	
	類が提出された場合		類が提出された場合
ア	百平方メートル以内のもの 一万円	ア	百平方メートル以内のもの 一万円
イ	百平方メートルを超え、五 百平方メートル以内のもの 一万九千円	イ	百平方メートルを超え、五 百平方メートル以内のもの 一万九千円
ウ	五百平方メートルを超え、 千平方メートル以内のもの 三万三千円	ウ	五百平方メートルを超え、 千平方メートル以内のもの 三万三千円
エ	千平方メートルを超え、二 千五百平方メートル以内のも の 四万七千円	エ	千平方メートルを超え、二 千五百平方メートル以内のも の 四万七千円
オ	二千五百平方メートルを超 え、五千平方メートル以内の もの <u>八万五千円</u>	オ	二千五百平方メートルを超 え、五千平方メートル以内の もの <u>八万八千円</u>
カ	五千平方メートルを超え、 一万平方メートル以内のもの <u>十四万円</u>	カ	五千平方メートルを超え、 一万平方メートル以内のもの <u>十五万円</u>
キ	一万平方メートルを超え、 二万平方メートル以内のもの <u>二十四万二千元</u>	キ	一万平方メートルを超え、 二万平方メートル以内のもの <u>二十五万円</u>
ク	二万平方メートルを超え、 三万平方メートル以内のもの <u>二十八万四千元</u>	ク	二万平方メートルを超え、 三万平方メートル以内のもの <u>三十一万円</u>
ケ	三万平方メートルを超える もの <u>三十万四千元</u>	ケ	三万平方メートルを超える もの <u>三十三万六千元</u>

改正後（案）				現行			
		(2) (1) 以外の場合				(2) (1) 以外の場合	
		ア 百平方メートル以内のもの	<u>七万八千円</u>			ア 百平方メートル以内のもの	<u>六万八千円</u>
		イ 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	<u>十八万三千円</u>			イ 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	<u>十六万円</u>
		ウ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	<u>二十九万三千円</u>			ウ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	<u>二十五万五千円</u>
		エ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの	<u>五十七万九千円</u>			エ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの	<u>五十万四千円</u>
		オ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	<u>百三万七千円</u>			オ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	<u>九十万三千円</u>
		カ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	<u>百七十八万二千円</u>			カ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	<u>百五十五万二千円</u>
		キ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	<u>三百二十九万六千円</u>			キ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	<u>二百八十七万二千円</u>
		ク 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの	<u>四百七十一万円</u>			ク 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの	<u>四百十万六千円</u>
		ケ 三万平方メートルを超えるもの	<u>五百七十七万円</u>			ケ 三万平方メートルを超えるもの	<u>五百三万二千元</u>

改正後（案）				現行			
62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては <u>61の項1の（1）のアからケまで又は（2）のアからケまでに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、61の項1の（1）のア又は（2）のアに掲げる額）</u> 、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては <u>61の項2の（1）のアからケまで又は（2）のアからケまでに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、61の項2の（1）のア又は（2）のアに掲げる額）</u> （申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する同法第六条第二項の規定による申出があつた場合においては、一の建築物について24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査	変更認定申請のとき。	62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に二分の一を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、 <u>61の項1の（1）のアからケまで、（2）のアからケまで又は（3）のアからケまでに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、61の項1の（1）のア、（2）のア又は（3）のアに掲げる額）</u> 、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、 <u>61の項2の（1）のアからケまで又は（2）のアからケまでに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、61の項2の（1）のア又は（2）のアに掲げる額）</u> （申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する同法第六条第二項の規定による申出があつた場合においては、一の建築物について24の2の項に掲げる額	変更認定申請のとき。

改正後（案）				現行					
		をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額） <u>を、変更認定申請戸数で除した額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>			
63	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第三項の規定による管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合の当該計画の変更認定申請手数料	二千三百円	変更認定申請のとき。	63	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項の規定による譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料	二千百円	変更認定申請のとき。

改正後（案）					現行				
	認定の申請に対する審査								
64	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	二千三百円	承認申請のとき。	64	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	二千百円	承認申請のとき。
65から 66まで	(略)	(略)	(略)	(略)	65から 66まで	(略)	(略)	(略)	(略)